

防衛省職員生活協同組合

火災共済事業規約

目 次

防衛省職員生活協同組合火災共済事業規約

第1章 総 則	
第 1 条 通 則	1
第 1 条の2 定 義	1
第 2 条 事 業	2
第 3 条 契約内容の提示	2
第2章 共済契約	
第1節 共済契約の範囲	
第 4 条 共済契約者の範囲	3
第 5 条 共済目的の範囲	3
第 6 条 共済契約の締結の単位	4
第 6 条の2 共済契約の申込限度	4
第 7 条 共済掛金及び共済金額	4
第 8 条 共済金の支払額	4
第 8 条の2 他の共済契約等がある場合の共済金の支払額	5
第 9 条 共済金支払後の共済契約	5
第10条 契約口数の限度	5
第11条 共済期間	6
第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等	
第12条 共済契約の申込み	6
第12条の2 告知義務	6
第12条の3 共済契約の成立及び効力	6
第12条の4 共済掛金の払込み	7
第12条の5 共済契約の更新	7
第12条の6 共済掛金未納による契約の失効	7
第13条 共済契約者の通知義務	7
第3節 共済契約の無効、解除及び取消し等	
第14条 共済契約の無効	8
第15条 共済契約の解約	8
第15条の2 告知義務違反による解除	8
第15条の3 重大事由による解除	9
第15条の4 詐欺又は強迫による取消し	9

第16条	資格喪失の場合	9
第17条	共済契約の消滅	9
第17条の2	解除、解約又は消滅の場合の共済掛金の返還等	10
第3章 共済金の支払		
第18条	共済金の請求	10
第18条の2	代理請求	10
第18条の3	共済金の支払	11
第19条	共済金を支払わない損害	12
第20条	損害防止の義務	12
第21条	残存物代位	12
第22条	請求権代位	12
第23条	総支払限度額の設定及び分割支払等	12
第4章 異議の申立て		
第24条	異議の申立て及び審査委員会	13
第5章 雑 則		
第25条	支払備金及び責任準備金	13
第26条	時 効	14
第27条	質入れ等の制限	14
第28条	共済契約による権利義務の承継	14
第29条	現職組合員又は退職組合員死亡後の共済事業の利用	14
第30条	再共済等	14
第31条	規約の変更	14
第32条	細 則	15
附 則		15

防衛省職員生活協同組合火災共済事業規約

(昭和38年3月11日制定)

一部改正	昭和41年 8月24日	昭和47年11月22日
	昭和49年11月15日	昭和50年11月 7日
	昭和53年 3月 6日	昭和56年12月25日
	昭和59年12月13日	昭和62年 5月27日
	平成 元年 6月12日	平成 6年 5月27日
	平成10年 9月14日	平成13年 2月28日
	平成14年 1月31日	平成19年 4月18日
全部改正	平成22年 3月31日	
一部改正	平成23年10月 5日	平成24年11月16日
	平成25年11月28日	平成26年11月17日
	平成27年11月25日	平成29年10月13日
	令和 3年10月25日	

第1章 総 則

(通 則)

第1条 防衛省職員生活協同組合（以下「組合」という。）は、防衛省職員生活協同組合定款（以下「定款」という。）第70条の規定により、この規約を定める。

(定 義)

第1条の2 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「火災等」とは、火災、破裂、爆発、航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下、車両の飛び込みその他不慮の人為的災害及び落雷をいい、火災等による損害には、消火、避難その他消防の活動のために必要な処置によって共済の目的物に生じた損害を含み、燃焼機器、暖房機器、電気機器等の加熱等によって生じた当該機器等のみの損害を除く。
- (2) 「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、津波、洪水、地滑り、長雨、豪雨、雪崩、降ひょう、土砂崩れ、地割れ、断層その他これらに類する自然災害をいう。風水害等による損害には防災又は避難に必要な処分を含む。
- (3) 「配偶者等」とは、配偶者、直系血族及び直系姻族をいう。
- (4) 「共済金額」とは、火災等又は風水害等による損害における口数に対応する支払額をいう。
- (5) 「共済契約金額」とは、火災等又は風水害等による損害の支払限度額として共済契約において定める金額をいう。
- (6) 「再取得価額」とは、共済契約の目的物（以下「共済目的」という。）である建物及び動産について、火災等によって損害が生じた場合、当該共済目的と同一の規模、主要構造、質、用

途、型及び能力のものを再取得するために要する金額をいう。

- (7) 「告知事項」とは、共済事故による損害の発生の可能性（以下「危険」という。）に関する事項のうち、組合が共済契約申込書に掲げ、共済契約を締結しようとした者に対して告知を求めたものをいう。
- (8) 「共済事故」とは、共済金の支払の事由となる火災等及び風水害等による事故をいう。
- (9) 「危険増加」とは、告知事項に係る危険が高くなり、この共済契約における共済金を支払うためには、当該契約上の共済掛金では不足である状態をいう。
- (10) 「他の共済契約等」とは、この共済契約における共済目的である建物及び動産について締結された、火災等及び風水害等の損害をてん補する他の共済契約又は保険契約をいう。
- (11) 「支払責任額」とは、この組合等が他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金の額をいう。
- (12) 「事業年度」とは、7月1日から翌年6月30日までをいう。
- (13) 「現職組合員」とは、定款第6条第1項の組合員をいう。
- (14) 「退職組合員」とは、定款第6条第2項により組合の承認を受けた組合員をいう。
- (15) 「遺族組合員」とは、現職組合員又は退職組合員死亡時の配偶者で、定款第6条第2項により組合の承認を受けた組合員をいう。

（事業）

第2条 組合が行う火災共済事業は、組合が火災共済契約者（以下「共済契約者」という。）から共済掛金の支払を受け、共済目的につき一定期間内に生じた、火災等による損害（以下「火災損害」という。）及び風水害等による損害（以下「災害損害」という。）を共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払うことを約する事業とする。

（契約内容の提示）

第3条 組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、次の各号に掲げる共済契約の内容に係る重要な事項を、あらかじめ提示しなければならない。

- (1) 契約概要に係る事項
 - ア 共済の仕組み
 - イ 保障の内容
 - ウ 共済期間
 - エ 共済金額
 - オ 共済掛金
- (2) 注意喚起に係る事項
 - ア 共済掛金の払込み
 - イ 保障開始日
 - ウ 共済金を支払えない場合
 - エ 保障対象物件にならないもの
 - オ 解約及び解約返戻金の有無
 - カ 共済契約の解除

- キ 共済契約の消滅
- ク 契約内容に関する届出
- ケ 共済金の削減
- コ その他注意喚起が必要な事項

第2章 共済契約

第1節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第4条 共済契約者は、組合員に限るものとする。

2 共済契約者と被共済者は同一人に限るものとする。

(共済目的の範囲)

第5条 共済契約は金銭に見積ることができる物でなければ、その目的とすることができない。

2 共済目的となるものは、共済契約者が現に居住している建物（店舗等との併用住宅の場合は、当該店舗部分を除く。以下同じ。）の所有区分に応じて次表の右欄に定める物件とする。

建物の所有区分	物 件
共済契約者（配偶者等を含む。本項において同じ。）の所有するものである場合	建物及び共済契約者の所有する動産
共済契約者の所有するものでない場合	共済契約者の所有する動産

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物は、共済目的に含まれていないものとする。

- (1) 建物に付属する門、塀、垣その他の工作物
- (2) 建物の基礎工事部分
- (3) 物置、納屋その他の付属建物
- (4) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- (5) 貴金属、宝石及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他これらに準ずる物
- (6) 稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (7) 家畜、家きん、その他これらに準ずる物
- (8) 自動車（原動機付自転車を含む。）
- (9) 商品、営業用の備品及び生産設備等（動力付農機具を含む。）

4 第2項に規定する建物を共済目的とする場合にあっては、畳、建具その他の建物の従物及び電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備は、共済目的に含まれているものとする。

5 共済契約者が入校、入院、転勤等の事由により一時的に住居を移転するときは、従前の住宅を現に居住している住宅とみなす。（営内居住を命ぜられた共済契約者が、その配偶者等が現に居住している従前の住宅を共済目的として契約した場合を含む。）

(共済契約の締結の単位)

第6条 共済契約は、共済目的たる建物又は同一の建物内に収容されている共済目的たる動産ごとに締結するものとする。

2 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約者は一人に限るものとする。

(共済契約の申込限度)

第6条の2 組合は、共済目的である建物及び動産に係る共済契約の申込みがあったときは、再取得価額に相当する金額を限度に共済契約を締結することができるものとする。

(共済掛金及び共済金額)

第7条 共済契約1口当たりの共済金額は、火災損害にあつては50万円、災害損害にあつては6万円とする。

2 共済契約1口についての共済掛金は年額200円(以下「単位共済掛金額」という。)とし、その算出は別紙第1「共済掛金額算出方法書」に定める方法によるものとする。

3 同一の建物についての共済契約の共済契約口数の最高限度は60口、共済金額の最高限度は3,000万円とする。

4 同一の建物に収容されている動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度は30口、共済金額の最高限度は1,500万円とする。

5 災害損害の場合に支払う共済金額の最高限度は、建物及び動産の損害を合わせて540万円とする。

(共済金の支払額)

第8条 火災損害が生じた場合に組合が支払う共済金の額は、共済目的の共済契約金額に、共済目的の火災等による損害額の共済目的の価額に対する割合を乗じて得た額に相当する額(1円未満は切り捨てる。)とする。

2 前項に規定する損害額は、次の各号に掲げるところによる。この場合において、てん補すべき損害額は、その損害が生じた場所及び時における価額によって算出する。

(1) 建物の損害額

建物についての共済契約金額を限度として、共済の目的物である建物の修復又は修繕が可能な場合には、その修復又は修繕に必要な額とし、建物を新たに取得する必要がある場合には、再取得価額とする。

(2) 動産の損害額

動産についての共済契約金額を限度として、共済の目的物である動産の修復又は修繕が可能な場合には、その修復又は修繕に必要な額とし、動産を新たに取得する必要がある場合には、再取得価額とする。

3 前項第1号に規定する損害額において、建物の焼滅失の割合が70パーセント以上のときは、共済契約金額を損害額とする。

4 契約者が故意又は重大な過失によって第20条の規定による損害の防止及び軽減の義務を怠つ

たときは、共済の目的につき、火災等によって生じた損害の額から、その防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を第1項の額とみなす。

- 5 共済目的につき、災害損害が生じた場合には、防衛省職員生活協同組合火災共済事業細則（以下「細則」という。）の定めるところにより、損害の程度に応じて、共済金を支払うものとする。ただし、火災損害についての共済金（以下「火災共済金」という。）を支払った場合は、災害損害についての共済金（以下「災害共済金」という。）は支払わないものとする。

（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

第8条の2 他の共済契約等がある場合において、この共済契約及びすべての他の共済契約等のそれぞれの支払責任額の合計額が、共済金の種類ごとにその支払限度額を超えるときは、組合は次に掲げる額を共済金として支払うものとする。

- (1) 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われていない場合は、この共済契約の支払責任額
- (2) 他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合は、この共済契約で支払うべき共済金から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額とする。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とする。
- 2 前項において、他の共済契約等がそれぞれに支払う共済金又は保険金のうち、この共済契約に基づく支払額は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{他の共済契約等がないものとして算出したこの共済契約に基づく支払責任額}}{\text{この共済契約を含むすべての契約の共済金支払責任額及び保険金支払責任額の合計}}$$

（共済金支払後の共済契約）

- 第9条 組合が支払った共済金の額が、1回の共済事故により共済契約金額に達した場合、当該年度の共済契約に係る保障は、当該共済金の支払の原因となった共済事故が発生したときに終了する。
- 2 組合は、前項に規定する損害に至らない損害に対し共済金を支払った場合においては、共済契約は維持し、当該共済契約の共済金額は減額しないものとする。

（契約口数の限度）

- 第10条 各共済契約者の共済契約口数の限度は、共済目的に応じて次表の右欄に定める口数とする。

共 済 目 的 の 区 分		口 数
共済契約者（配偶者等を含む。以下本欄において同じ。）の現に居住している建物が共済契約者の所有するものである場合	建物	60 口
	動産	30 口
共済契約者の現に居住している建物が共済契約者の所有するものでない場合	動産	営内者 5 口
		その他の者 30 口

（共済期間）

第 11 条 一の共済事業の契約の効力の及ぶ期間（以下「共済期間」という。）は、事業年度の初日から末日までとする。ただし、事業年度開始後に効力が生ずる共済契約の共済期間については、その効力が生じた日から、当該効力の生じた日の属する事業年度の末日までとする。

第 2 節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

（共済契約の申込み）

第 12 条 共済契約申込者（以下「申込者」という。）は、細則及び防衛省職員生活協同組合火災共済事業事務取扱規則（以下「事務取扱規則」という。）に定める共済契約申込書（以下「申込書」という。）に次の各号に定める事項を記載し自署のうえ、組合に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、生年月日、所属又は住所
- (2) 建物加入時の構造区分、契約口数、郵便番号、建物住所
- (3) 動産加入時の契約口数、郵便番号、動産収納住所
- (4) 払込掛金額
- (5) 申込日、効力発生日及び満了日
- (6) その他組合が必要と認めた事項

（告知義務）

第 12 条の 2 共済契約者は、共済契約の締結に際し、告知事項について組合に事実の告知をしなければならない。

（共済契約の成立及び効力）

第 12 条の 3 共済契約は、組合が第 12 条に規定する申込書を審査し、当該申込みを承諾したときに成立するものとし、その効力は、当該成立の日又は共済掛金が払い込まれた日のいずれか遅い日の翌日以降の事業年度始期から生ずるものとする。ただし、事業年度の途中で成立した共済契約であって共済契約者が即時の保障を希望する場合は、当該成立の日又は共済掛金が払い込まれた日の翌日のいずれか遅い日から効力を生じさせることができる。

2 組合は、前項の規定により共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約承諾書（以下「承諾書」という。）を遅滞なく申込者に交付するものとする。ただし、当該共済契約が共済契約を継続するものであるときは、承諾書の交付を省略することができる。

3 第1項の規定による共済契約の効力は、効力が発生する日の午前零時に始まり、共済期間満了の日の午後12時に消滅するものとする。

4 組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく申込者にその旨を通知するものとする。

(共済掛金の払込み)

第12条の4 申込者は、共済契約申込書に第7条に定める共済掛金を添え、組合に払い込まなければならない。ただし、次条に定める共済契約の自動更新以外に係る共済掛金の払込みが給与からの源泉控除による場合は、第7条に定める共済掛金が、共済契約申込時に組合に払い込まれたものとみなす。

(共済契約の更新)

第12条の5 組合は、共済期間満了の日の1か月前までに、共済契約者から当該共済契約を更新しない旨又は前と異なる口数の契約を締結する旨等の契約変更の申し出がない場合には、共済契約を従前と同じ内容(定款又はこの規約の改正がなされたときは、当該改正後の内容)で更新するものとする。

ただし、更新の日において、共済目的が第5条に定める共済目的の範囲外であるときを除く。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新を拒むことができる。

(1) 共済契約者又は共済金請求者が、組合に共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に共済事故を発生させ、又は発生させようとしたとき。

(2) 共済契約者又は共済金請求者が、共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたとき。

(3) 前2号のほか、組合の共済契約者又は共済金請求者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

3 第1項の規定により共済契約を更新する共済契約者は、当該共済期間開始月の前月の末日までに当該共済掛金を払い込むものとする。

4 前項の規定による払込みができなかった共済契約者は、当該共済期間開始月の翌月の末日(以下「猶予期間」という。)までに当該共済掛金を払い込むものとする。

(共済掛金未納による契約の失効)

第12条の6 前条の規定による猶予期間中に共済掛金が払い込まれなかった場合には、当該共済契約は、当該共済契約年度の開始日にさかのぼってその効力を失う。

2 組合は、猶予期間中に共済事故が生じた場合には、共済掛金が猶予期間中に払い込まれるまで共済金を支払わない。

(共済契約者の通知義務)

第13条 共済契約の成立後、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。ただし、第1号に掲げる場合において、その構造の変更又はその改築若しくは修繕が軽微であるとき、又は当該事実が

なくなった場合には、組合への通知は要さないものとする。

- (1) 共済目的である建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、増築し若しくは修繕したこと。
 - (2) 共済目的である建物を引き続き 30 日以上空家又は無人としたこと。
 - (3) 共済目的を他の場所に移転したこと。ただし、火災等又は風水害等を避けるために、5 日間の範囲内で移転する場合は、この限りでない。
 - (4) 共済目的である建物を解体したこと。
 - (5) 共済目的である建物を譲渡したこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。
- 2 前項に規定する事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者が故意又は重大な過失によって前項に規定する通知をしなかったときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この契約を解除することができる。
- 3 前項に規定する解除権は、組合が前項の規定による解除の原因があることを知ったときから 1 か月を経過した場合又は危険増加が生じたときから 5 年を経過した場合は消滅する。
- 4 第 2 項の規定による解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、組合は既に支払った共済金の返還を請求することができる。
- 5 前項の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、適用しないものとする。

第 3 節 共済契約の無効、解除及び取消し等

(共済契約の無効)

第 14 条 共済契約は、次の各号に掲げる場合には無効とする。

- (1) 共済契約者が、他人のために共済契約を締結したとき。
 - (2) 共済契約者が、共済目的がすでに火災等若しくは風水害等にかかり、又は火災等若しくは風水害等の原因が発生していることを知っていたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合において、共済契約者に故意又は重大な過失がないときは、当該共済契約に係る共済掛金の全部を第 17 条の 2 に準じて共済契約者に返還する。
- 3 組合は、第 1 項の規定により共済契約が無効であった場合において、すでに支払われた共済金の返還を請求することができる。

(共済契約の解約)

第 15 条 共済契約者は、いつでも、組合に対する書面による通知をもって共済契約を解約することができる。ただし、共済金を請求する権利の上に質権が設定されている場合は、この解約権は質権者の書面による同意を得た後でなければ行使することができない。

(告知義務違反による解除)

第 15 条の 2 共済契約者が共済契約の当時、故意又は重大な過失により、告知事項につき、組合

に重大な事実を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合、組合は、将来に向かって
共済契約を解除することができる。組合は、その旨を書面をもって契約者に通知するものとする。

- 2 組合は、前項の規定による解除が共済目的につき火災等又は風水害等によって損害が生じた後
においてなされたときであっても、共済金を支払う責に任せず、すでに共済金を支払っていたと
きは、その返還を請求することができる。ただし、その損害が同項の告げなかった事実又は告げ
た不実のことに基つかないことを共済契約者が証明したときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による解除権は、組合が解除の原因を知ったときから1か月間経過した場合又は
共済契約の成立後5年を経過した場合は消滅する。

(重大事由による解除)

第15条の3 組合は、次の各号に掲げる事由がある場合には、共済契約を解除することができる。
この場合において、組合は、その旨を書面をもって共済契約者に通知するものとする。

- (1) 共済契約者が、組合に当該共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由
を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
 - (2) 共済契約者が、当該共済契約に基づく共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした
こと。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、組合の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続
を困難とする重大な事由
- 2 組合は、前項の規定により共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生のものにな
されたときであっても共済金を支払わない。この場合において、既に共済金を支払っていたとき
は、組合は、その返還を請求することができる。

(詐欺又は強迫による取消し)

第15条の4 共済契約の締結の際、共済契約者に詐欺又は強迫の行為があった場合、組合は、共
済契約を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により共済契約を取消した場合、組合は、共済契約者にその旨を書面にて通知する
ものとし、その共済掛金は返還しない。

(資格喪失の場合)

第16条 共済契約者が組合員の資格を失った場合は、その資格を失った日からすでに成立した共
済契約の共済期間に限りなお共済契約者とみなす。

(共済契約の消滅)

第17条 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は当該事実が発生した日に
おいて消滅する。

- (1) 共済目的が火災等又は風水害等以外の原因によって滅失したこと。
- (2) 共済の目的が第19条第1項の事項によって滅失したこと。
- (3) 共済の目的が解体されたこと。
- (4) 共済目的が譲渡されたこと。

(解除、解約又は消滅の場合の共済掛金の返還等)

第17条の2 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過期間（1か月に満たない端数日を切り捨てた月数）に相当する共済掛金を共済契約者に返還する。返還額は、単位共済掛金額を12で除した金額（1円未満は切り捨てる。）に返還すべき口数及び月数を乗じた金額とする。

- (1) 第13条第2項
- (2) 第15条
- (3) 第15条の2、第15条の3
- (4) 第17条

2 組合は、共済契約者に対して第13条第1項の規定により、既払込掛金額が通知のあった内容に対する正当な掛金額に不足する場合は、既払込掛金との差額を請求するものとする。

第3章 共済金の支払

(共済金の請求)

第18条 共済契約者は、共済事故が発生したことを知ったときは遅滞なく、組合に対して損害の発生並びに他保険契約等の有無及び内容を通知しなければならない。

2 共済契約者は、前項の共済事故発生に伴い、遅滞なく共済金請求書その他必要な書類を整え、組合に提出して共済金の支払いを請求しなければならない。

3 前項に規定する共済契約者に共済金を請求できない事由がある場合は、配偶者等のうち共済契約者が指定した者に請求手続を行わせることができる。共済契約者が死亡した場合は、法定相続人がこれを行うことができる。

4 前項に規定する請求手続を行うに際しては、その事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得るものとする。

5 前3項に規定する共済金請求者からの請求に対して共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合、組合はこれに応じないものとする。

6 組合は、共済事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者又は共済金請求者に対して第2項に規定する以外の書類若しくは証拠の提出又は組合が行う調査への協力を求めることができる。この場合、共済契約者又は共済金請求者は、組合が求めた書類若しくは証拠を速やかに提出し又は必要な協力をしなければならない。

7 共済金請求者が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合、又は第2項及び第4項に規定する書類に事実と異なる記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造若しくは変造した場合は、組合はそれによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うものとする。

(代理請求)

第18条の2 共済金について、共済契約者が共済金請求を行う意思表示が困難であると組合が認めるときは、共済契約者に代わって当該請求を行うことができる者（以下「代理請求人」という。）が共済金を請求することができるものとする。

2 前項に規定する代理請求人の範囲及び順位は次のとおりとする。

- (1) 共済契約者の配偶者
- (2) 共済契約者の子
- (3) 共済契約者の父母（養父母を先とし、実父母を後とする。）
- (4) 共済契約者の孫
- (5) 共済契約者の祖父母
- (6) 共済契約者の兄弟姉妹

3 前項第2号から第6号までに規定する代理請求人のうち、同順位の代理請求人が2人以上あるときは、当該代理請求人のうちから代表者を選任し、その者が代理請求を行うものとする。

4 代理請求人が請求を行う場合は、代理請求人は、請求時においても第2項に規定する範囲内であることを有する。

5 第2項の規定にかかわらず、共済契約者に故意に第1項の支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできない。

（共済金の支払）

第18条の3 組合は、前条の規定により共済金等の支払請求を受けたときは、その内容を審査し、請求が正当なものであるときは、共済金を前条に規定する共済金請求者に支払わなければならない。

2 組合は、前条第2項に規定する書類が組合に到達した日の翌日（以下「請求完了日」という。）以後、原則として、30日以内に共済金を支払うものとする。この場合において、12月29日から翌月3日までの日は、当該日数に算入しない。

3 組合は、共済金を支払うために必要な次に掲げる事項を確認の上、共済金を支払うものとする。

- (1) 共済金支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び共済金請求者に該当する事実
- (2) 損害の額並びに事故と損害との関係及び内容
- (3) 共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
- (4) 無効、取消し、解除又は消滅の事由に該当する事実の有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の保険契約等の有無、内容及び損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の権限並びにすでに取得したものの有無及び内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

4 組合は、前項各号に掲げる事項確認のため、次の各号に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、第2項の規定にかかわらず、原則として、請求完了日以後180日以内に当該事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。この場合において、組合は、当該事項及びその確認を終えるべき時期を共済金請求者に通知するものとする。

- (1) 弁護士法その他の法令に基づく照会
- (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会
- (3) 専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された被災地域における調査

(5) 日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査

5 第3項又は第4項の各号に掲げる必要な事項の確認に際し、共済金等受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより遅延した期間は、第2項又は前項に規定する日数に含めないものとする。

6 共済金は、共済契約者又は共済金受取人が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

(共済金を支払わない損害)

第19条 組合は、次の各号に掲げる損害については、共済金を支払わないものとする。ただし、第5号に掲げる損害については、災害損害として共済金を支払うものとする。

(1) 共済契約者の故意又は重大な過失により生じた損害

(2) 共済契約者と世帯を同じくする家族（共済契約者の住居と共済の目的の所在地が異なる場合にあっては共済の目的の所在地に居住する家族を含む。）の故意又は重大な過失により生じた損害（その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。）

(3) 火災等又は風水害等に際し、共済目的が紛失し又は盗難にかかったことにより生じた損害

(4) 原因が直接であると間接であるとを問わず戦争、暴動又はその他の事変により生じた損害

(5) 原因が直接であると間接であるとを問わず地震又は噴火により生じた損害

2 共済の目的に対する火災損害の程度が10,000円未満の場合は、共済金を支払わない。

(損害防止の義務)

第20条 共済契約者は、共済目的につき火災等若しくは風水害等が生じたとき又は火災等若しくは風水害等の原因が発生したときは、損害の防止及び軽減に努めなければならない。

(残存物代位)

第21条 組合は、共済目的の全部が消滅した場合において、共済金の支払いを行ったときでも、共済目的の残存物を取得する旨を書面をもって通知しない限り、共済契約者が有する所有権その他物権について共済契約者に代位しない。

(請求権代位)

第22条 組合は、共済金の支払いを行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として共済事故による損害が生じたことにより共済契約者が取得する債権（以下「契約者債権」という。）について共済契約者に代位する。

(1) 組合が支払った共済金の額

(2) 契約者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、契約者債権の額から当該不足額を控除した額）

2 共済契約者は、前項に規定する場合において、同項第1号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、契約者債権のうち組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(総支払限度額の設定及び分割支払等)

第23条 組合は、1回の大規模災害等についての共済金の総支払限度額を設けるものとし、総支

払限度額はあらかじめ総代会において議決するものとする。

- 2 組合は、1回の大規模災害等により、その支払うべき共済金の見積合計額が総支払限度額を超えるときは、総代会の議決を経て、分割支払又は支払額の削減をすることができる。
- 3 組合は、大規模災害等により支払うべき共済金の見積合計額が総支払限度額を超えると見積もられる場合は仮払率（組合が定める総支払限度額を支払うべき共済金の見積合計額で除した比率）を定め、第8条により算定した額に仮払率を乗じた額を組合員に支払い、前項に規定する総代会の議決に基づき共済金の分割支払又は支払額の削減を行うものとする。
- 4 72時間以内に生じた複数の地震等は、これらを一括して1回の大規模災害等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、異なる大規模災害等とみなす。
- 5 72時間以内に生じた複数の風水害等については、これらを一括して1回の大規模災害等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、異なる大規模災害等とみなす。
- 6 前各項の規定にかかわらず、風水害又は地震等によって共済事故が異常に発生し、火災共済事業にかかる異常危険準備金を取り崩してもなお、共済契約に基づき支払うべき所定の共済金を支払うことができない場合は、組合は、総代会の議決を経て、共済金の分割支払、支払時期の延期又は支払額の削減をすることができる。
- 7 組合は、第2項又は第6項の規定に基づき共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、その差額を支払うことができる。

第4章 異議の申立て

（異議の申立て及び審査委員会）

- 第24条 共済契約及び共済金の支払いに関する組合の処分に不服がある共済契約者は、組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
- 2 前項に規定する異議の申立ては、組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
 - 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
 - 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第5章 雑則

（支払備金及び責任準備金）

- 第25条 組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において支払備金及び責任準備金を積み立てるものとする。

2 前項に規定する責任準備金は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第2「責任準備金額算出方法書」等において定める方法により算出するものとする。

(時効)

第26条 共済金の支払及び共済掛金の返還を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(質入れ等の制限)

第27条 共済金の支払を請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第28条 契約者が死亡した場合は、相続人は当該事業年度に限り共済契約による権利義務を承継することができる。

2 前項により、共済契約による権利義務を承継する相続人（共同相続する場合は、その代表者）は、事務取扱規則の定めるところにより、すみやかに書面をもってその旨を組合に届けなければならない。

(現職組合員又は退職組合員死亡後の共済事業の利用)

第29条 現職組合員又は退職組合員である共済契約者が死亡した場合は、死亡した共済契約者の配偶者は、定款第6条第2項により組合の承認を受けることにより、遺族組合員として、火災共済事業を利用することができる。

2 前項により、火災共済事業を利用する遺族組合員は、事務取扱規則の定めるところにより、すみやかに書面をもってその旨を組合に届けなければならない。この場合において、組合は当該遺族組合員を共済契約者として取り扱い、当該遺族組合員が所有し、かつ生活のため現に居住する建物、又は現に居住する建物に収納する動産を保障対象とすることができる。

(再共済等)

第30条 組合は、共済契約により負う共済責任の一部を再共済又は再保険に付すことができるものとする。

(規約の変更)

第31条 組合は、共済期間中であっても、法令等の改正又は社会情勢の変化その他の事情により、契約の内容を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）に基づき、支配事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、組合は、規約を変更する旨及び変更後の内容並びに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号に基づくものをいう。

(細 則)

第32条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施に関し必要な事項は、細則の定めるところによる。

附 則 (昭和38年3月11日)

- 1 この規約は、この組合の成立の日から施行する。
- 2 第19条の規定(共済掛金額)は、昭和40年3月31日までその効力を有するものとする。

附 則 (昭和41年8月24日)

この規約は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則 (昭和47年11月22日)

この規約は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和49年11月15日)

この規約は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和50年11月7日)

この規約は、昭和51年3月31日から施行する。

附 則 (昭和53年3月6日)

- 1 この規約は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の規約は、昭和53年7月1日以後に発生した火災又は水震その他の災害事故について適用し、同日前に発生した当該事故については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年12月25日)

- 1 この規約は、昭和56年12月25日から施行する。
- 2 この規約による改正後の第7条の規定は、昭和57年7月1日以後に発生した火災又は水震その他の災害事故について適用し、同日前に発生した当該事故については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年12月13日)

- 1 この規約は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の第10条の規定は、昭和60年7月1日以後に発生した火災又は水震その他の災害事故について適用し、同日前に発生した当該事故については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年5月27日)

- 1 この規約は、昭和62年7月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の第7条の規定は、昭和62年7月1日以後に発生した火災又は水震その他の災害事故について適用し、同日前に発生した当該事故については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年6月12日)

この規約は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年5月27日)

- 1 この規約は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 この規約による改正後の第7条の規定は、平成6年7月1日以後に発生した火災等又は風水害

等について適用し、同日前に発生した当該事故については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 9 月 14 日）

この規約は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 28 日）

この規約は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 31 日）

この規約は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 18 日）

この規約は、平成 19 年 4 月 18 日から施行し、同年 1 月 9 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 22 年 3 月 31 日）から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 17 条の 2 の規定は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

2 第 15 条の 3（重大事由による解除）、第 18 条（共済金の請求）、第 18 条の 2（共済金の支払）及び第 27 条（時効）の規定は、適用日以前に成立した共済契約についても将来に向かって適用する。

附 則（平成 23 年 10 月 5 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 23 年 10 月 5 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 16 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 24 年 11 月 16 日）から施行する。ただし、第 26 条第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 11 月 28 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 25 年 11 月 28 日）から施行する。ただし、第 26 条から第 31 条に係る改正は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 11 月 17 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 26 年 11 月 17 日）から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 25 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成 27 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 13 日）

この規約は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 25 日）

この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 3 年 10 月 15 日）から施行し、第 12 条、第 12 条の 5、第 18 条の 2、第 18 条の 3、第 26 条、第 31 条及び第 32 条は令和 4 年 1 月 1 日から適用し、第 1 条の 2 第 14 号・第 15 号及び第 29 条の規約は、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

なお、第 29 条の規定については、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの間、「現職組合員である共済契約者が死亡した場合は、死亡した共済契約者の配偶者は、定款第 6 条第

2項により組合の承認を受けることにより、遺族組合員として、死亡した共済契約者が計算上満54歳になる日を含む事業年度末までの間、火災共済事業を利用することができる。」とする。